パソコンスキルアップ講座にお申し込みをご検討の皆さまへ（概要書面）

パソコンスキルアップ講座（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたってご確認いただきたい事項をご案内いたします。お申し込みにあたっては、下記事項を必ず確認いただきますようお願いいたします。

事業者名：西南学院大学生活協同組合

住所：福岡市早良区西新 7 丁目 4 番 63 号

【ご確認事項】 **※内容を十分お確かめください**

本講座は、パソコンスキル習得を目的として、講義と教材を提供し、講座での諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては 西南学院大学生活協同組合購買店講座事務局（以下、「講座事務局」）が運営を担当します。

1．役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む・以下金額表示は同様）

講義受講料（3,972 円×11 回）	43,692
テキスト一式	1,308
パソコンスキルアップ講座　受講料合計	**45,000**

・西南学院大学生活協同組合大学生協の定める方法及び期限によりお支払い下さい。
なお、上記の一部のみを申し込むことはできません。

・最少開講人数（100 人）に達しなかった場合は 4 月 6 日（月）までに中止する旨のご連絡を致します。

2．本講座は 2027 年 4 月～7 月までの期間で開講します。

3．本講座に参加するための機器などの環境は受講生が用意するものとします。
受講に際しての接続や回線によるトラブル、視聴品質の低下等については原因の如何を問わずその責を負いません。

4．本講座は大学生協組合員が参加することができ、これを受講する権利を他人に譲渡することはできません。

5．本講座に関わる配布資料・その他の印刷物、音源、画像データなど（以下、「教材」といいます）は電子メディアや紙などの媒体の種別に関わらず、講座事務局に無断で複製・複写・中継することは一切できません。

6．クーリング・オフに関する事項

（1）申込者は、生協が受講申込書を受領した日から 8 日以内に限り、書面を提出することにより受講契約を解除することができるものとし、生協は、申込者に対し、受領済みの受講料等を速やかに返還するものとします。

（2）前項の契約の解除があった場合、申込者は、生協に対し、違約金や損害賠償を支払う必要はありません。

（3）第 1 項の契約の解除があった場合、すでに引き渡された教材や関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。

（4）申込者が、不実告知による誤認または威迫による困惑によってクーリングオフをしなかったときは、改めて生協がクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。

7．中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項に関する事項

（1）第 1 回講義の開始前までに契約解除の場合、受講料全額を返金致します。

（2）第 1 回講義開始後の契約解除の場合、受講料から下記を差し引いた金額を返金致します。

①解約申し出日までに実施された講義、及び提供された動画教材の対価に相当する受講料
（解約お申し出までに実施・提供済みの回数にそれぞれの単価をかけた金額）

②テキスト費用　1,308 円/一式

③解約手数料　5 万円または講座受講料から①～②の金額を控除した残額の 20%のいずれか低い額

8．本講座では講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内及び講座事務局・講師の管理の下でのみ視聴できるものとします。但し、本講座の普及のためにこれらを利用する場合は、上記から除くことがありますが、その場合においては本人の許諾がある場合を除き、個人の特定ができない状態で利用するものとします。

9．役務の変更について
本講座の受講日・実施場所等の軽微な変更がある場合は、受講生宛に電話またはメール等の電磁的手段にて告知を行います。

10．本講座の運営に関する個人情報は西南学院大学生活協同組合個人情報保護方針に則り、講座事務局が管理します。

11．この書面にない事項については西南学院大学生活協同組合オリジナル講座約款の定めによります。

以上